# 公示送達書

一宮市告示第503号
令和8年11月10日

一宮市長　中野　正康

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

| 送達する書類名 | 公売通知書 |
|---|---|

| 送達を受けるべき者 | |
|---|---|
| | 氏　　名 |
| | 株式会社アドテクノ |
| | 以　下　余　白 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。